東海市地域見守り活動に関する協定書

東海市(以下「甲」という。)と株式会社十六銀行東海支店(以下「乙」という。)は、地域見守り活動の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の相互協力の下、東海市内における孤立死、認知症による徘徊、虐待及びその他異変に対する見守り活動を推進することにより、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(活動内容)

- 第2条 乙は、日常業務において何らかの異変を察知した場合は、速やかに甲にその 状況を連絡するものとし、緊急時等は必要に応じ、直接、警察署、消防署等の関 係機関に通報するものとする。
- 2 乙は、従業員に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるよう努めるものとする。
- 3 甲は、乙からの連絡に対し、円滑に対応する体制の整備を行うものとし、乙から 連絡を受けた場合は、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、必要の都度、情報 交換等を行うなど、相互の連携強化に努めるものとする。

(免責)

第3条 乙は、前条第1項の規定による連絡又は通報を行うことができなかった場合 であっても、該当者等において生じた問題に対して、その責任を負わないものと する。

(費用負担)

第4条 乙による甲への連絡及び通報に要する経費は、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この協定に定める活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを当該活動以外の目的に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。 この協定を解除した後においても、同様とする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも特段の申出がないときは、有効期間の満了の日の翌日から起算して1年間、有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙 協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月1日

- 甲 東海市中央町一丁目1番地 東海市 東海市長 鈴 木 淳 雄
- 工 東海市荒尾24番地の7株式会社十六銀行東海支店支店長 伊 藤 豊 寛